

令和 5 年仙審第 2 0 号

裁 決

モーターボート A 定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 5 年 1 月 1 4 日 0 7 時 3 5 分

宮城県網地島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A

登 録 長 7. 4 7 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1 6 9 キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成8年8月に進水し、船尾板下部に足場を設け、船内外機を備えたFRP製プレジャーモーターボートで、船体中央部に配した操舵室前部の右舷側に舵輪、機関遠隔操縦レバー、機関回転計等が組み込まれたコンソールを装備し、同コンソール上部に磁気コンパス及び魚群探知機兼用のGPSプロッターを、舵輪後方に操縦席を、同席左舷側に長椅子をそれぞれ設置していた。

(2) 網地島等

網地島は、宮城県牡鹿半島南方沖合に位置し、周辺に多数の養殖施設が敷設されており、南方沖合に平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、濤波岐埼灯台から274度（真方位、以下同じ。）1,090メートル、265度790メートル、216度1.2海里及び235度1.4海里の各点によって囲まれる、宮城県知事が宮城県漁業協同組合に対して免許した免許番号定第30号（以下「30号漁区」という。）が区画されていた。

そして、30号漁区には、定置網が敷設され、南東端、南西端に各2基及び北東端に1基が各付近水域に灯高約1.5メートル浮体径0.5メートル光達距離4.5キロメートルの、並びに南東端付近水域に灯高約3.0メートル浮体径約1.4メートル光達距離約5.6キロメートルの毎4秒に1閃光の黄光を発する簡易標識灯がそれぞれ設置されていたほか、海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム及び大縮尺に表示させたAのGPSプロッターに30号漁区がそれぞれ示されるようになっていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）マリーナに掲示された石巻湾におけるX協会発行のヨット・モーターボート用参考図（H-126W石巻湾）

(以下「石巻湾参考図」という。)が閲覧できることを承知していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和5年1月14日06時25分マリーナを発し、網地島東方沖合の釣り場に向かった。

発航するにあたり、a受審人は、石巻湾の海岸寄りに多数の養殖施設が敷設されていることは知っていたものの、網地島東方沖合の釣り場に至るまでの水路事情を承知していなかったが、同釣り場に向かうことが初めてであってもGPSプロッターの地形図で海岸から距離を離せば予定経路上に航行の妨げとなるものはないと思い、海洋状況表示システムを活用したり石巻湾参考図に当たったりして同経路上の障害物の存在を把握するなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、a受審人は、GPSプロッターを南北方向に約10海里及び東西方向に約12海里となる小縮尺の表示として作動させ、友人2人を長椅子で待機させるとともに操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たりながら網地島西方沖合に至り、07時26分半僅か過ぎ濤波岐埼灯台から262.5度3.8海里の地点で、針路を092度に定め、22.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、30号漁区の存在も、30号漁区に向首接近する状況にも気付くことなく続航し、07時34分半少し前濤波岐埼灯台から237度1.1海里の地点に至ったところで、正船首僅か右方近距離のところに、浮体を視認し、針路を063度に転じて進行中、

07時35分瀬波岐埼灯台から235度1,560メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、Aは、足場に欠損を生じ、推進装置が脱落して航行不能となったが、救助船によって宮城県長渡漁港に引き付けられて後に修理され、定置網は、袖網張綱に切断等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、夜間、網地島東方沖合の釣り場に向けてマリーナを発航するにあたり、水路調査が不十分で、30号漁区に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、網地島東方沖合の釣り場に向けてマリーナを発航する場合、同釣り場に至るまでの水路事情を承知していなかったから、海洋状況表示システムを活用したり石巻湾参考図に当たったりして予定経路上の障害物の存在を把握するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、網地島東方沖合の釣り場に向かうことが初めてであってもGPSプロッターの地形図で海岸から距離を離せば予定経路上に航行の妨げとなるものはないと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、30号漁区の存在も、30号漁区に向首接近する状況にも気付くことなく進行して定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月10日

仙台地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文